## 京都発革新的医療技術研究開発助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大学の研究者、中小企業者を対象に、新たな医療機器や医薬品の開発につながる革新的な医療技術に関する研究開発の助成を行い、医療分野における新技術・新産業の創出を図るため、京都発革新的医療技術研究開発助成金(以下「助成金」という。)の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例(以下「条例」という。)及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、中小企業者とは、中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当する者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは除く。
  - (1)発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有するもの
  - (2)発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有する もの
  - (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めるもの(助成対象者)
- 第3条 助成の対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 市内に設置されている大学(短大・専門学校を含む。)の研究者(市内で研究している研究者に限る。)
- (2) 市内に主たる研究開発拠点等を有する中小企業者
- 2 助成の対象者は、次の各号のいずれにも該当するものであってはならない。
- (1) 京都市税の滞納のある者
- (2) 京都市暴力団排除条例第2条第1項第4号に規定する暴力団員等及び暴力団密接関 係者
- (3) 助成事業の実施年度から起算して過去5箇年度以内に、本助成事業において採択を受けた者

(助成事業の実施期間)

第4条 助成事業の実施期間は、交付決定日から翌年2月末日までとする。

(助成金の対象経費)

第5条 助成金は、別表1に掲げる経費のうち、市長が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において交付する。ただし、飲食費、遊興、娯楽に要する費用、接待に支出される費用及び公的資金の使途として社会通念上、不適切と判断される経費は対象としない。

(助成金の額)

- 第6条 助成金の額は、前条に定める経費の額以内の額で、次の各号に掲げるもののうち、 いずれか低い額とする。
- (1) 助成対象経費の全額
- (2) 大学の研究者の場合 直接経費の上限100万円。ただし、間接経費を含む場合は 合計額の上限130万円
- (3) 中小企業者の場合 上限100万円

(交付の申請)

第7条 条例第9条の規定による申請は、京都発革新的医療技術研究開発助成金交付申請 書(第1号様式)によって、別に定める期間に行わなければならない。

(交付の決定等)

- 第8条 市長は、条例第9条による申請が到達してから別に定める申請期間終了後、70 日以内に、内容を審査のうえ、条例第10条各項の決定をするものとする。
- 2 助成金の交付又は不交付を決定したときは、条例第12条の規定に基づき京都発革新的医療技術研究開発助成金交付決定通知書(第2号様式)又は京都発革新的医療技術研究開発助成金不交付決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。
- 3 助成金の交付を受ける事業者(以下「助成事業者」という。)が、助成金に係る電子記録債権を担保提供することによる金融機関からの融資を受ける場合は、電子記録債権利用届出書(第4号様式)によって届け出るものとする。

(計画変更の承認)

- 第9条 助成事業者が、条例第11条第1項第1号及び第2号の規定に基づく補助事業の変更等に係る市長等の承認申請を行う場合は、京都発革新的医療技術研究開発助成金に係る助成事業計画変更等(変更・中止・廃止)承認申請書(第5号様式)によって行うものとする。
- 2 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、費用区分間の50%以内の増減 を行う場合とする。
- 3 市長は、第1項の承認申請書を受理したときは、内容を審査のうえ、その承認又は不 承認を決定し、京都発革新的医療技術研究開発助成金に係る計画変更承認及び変更交付 決定通知書(第6号様式)又は計画変更不承認通知書(第7号様式)を助成事業者あて に送付するものとする。

(助成事業遅延等の報告)

第10条 助成事業者は、条例第11条第1項第3号の規定に基づく助成事業遅延等の報告を行う場合は、京都発革新的医療技術研究開発助成金に係る助成事業遅延等報告書(第8号様式)を提出するものとする。

(助成事業等の遂行)

第11条 助成事業者は、助成事業の一部を委託する者等に対し、助成金の交付の目的に 従い、善良な管理者の注意をもって当該事業を行わせ、助成金を他の用途へ使用するこ とのないようにさせなければならない。

(報告、検査及び指示)

- 第12条 市長は、必要があると認めるときは、助成事業者に対し、助成金の交付に関し 必要な事項について、報告を求め、検査し、又は指示することができる。
- 2 助成事業者は、市長から前項による報告の指示があった場合、遂行状況について、京 都発革新的医療技術研究開発助成金に係る助成事業遂行状況報告書(第9号様式)を提 出しなければならない。

(実績報告)

第13条 条例第18条の規定による実績報告は、京都発革新的医療技術研究開発助成金 に係る助成事業実績報告書(第10号様式)を事業の完了日若しくは事業の廃止承認日 のいずれかの日から7日以内に、市長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

- 第14条 市長は、前条の規定による報告を受け、条例第19条の規定により助成事業者 に交付すべき助成金の額を確定したときは、京都発革新的医療技術研究開発助成金交付 額確定通知書(第11号様式)により通知するものとする。
- 2 市長は、助成事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を 超える助成金が交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものと する。
- 3 前項による助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から30日以内とし、期限内に納付がなされない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(助成金の支払)

- 第15条 助成金の支払は、助成金の額を確定した後に、当該助成事業者が指定する金融 機関の預金口座に振り込む方法により行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、助成事業者から京都発革新的医療技術研究開発助成金助成金概算払請求書(第12号様式)により請求があった場合で、その必要性を認めるときは、概算払を行うことができるものとする。

(助成金の交付取消等)

第16条 市長は、助成事業者が第3条第2項各号又は条例第22条第1項各号に該当すると判明した場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取消し、又は変更することができる。

(財産の管理)

第17条 助成事業者は、当該助成事業による取得財産等について、助成事業の完了後に おいても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従ってその効率的 運用を図らなければならない。

(成果の普及及び企業化への努力)

第18条 市長及び助成事業者は、助成事業による成果が生じたときは、その成果の普及 及び企業化に努めるものとする。

(補則)

第19条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し 必要な事項は、産業観光局長が定める。

附則

- この要綱は、平成23年7月20日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成24年4月 1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成25年4月 1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成26年4月 1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成27年4月 1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成28年4月 1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成29年4月 1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成30年4月 1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成31年4月 1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和 2年4月 1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和 3年3月29日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和 4年4月 1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和 5年4月 1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、令和 6年4月 1日から施行する。

別表1 (第5条関係)

- () 4 - > 4  2  4  1  7									
	助成対象経費								
経費区分費用区分									
直接経費	設備・備品費、材料・消耗品費、労務費・謝金、旅費・ 交通費、その他費用(レンタル・リース代、設備使用料、 通信運搬費、資料購入費、検索費、外注費、調査費、委 託費等)								
間接経費	大学の規程に基づく間接部門に納める費用								

注1 直接経費として支出できない経費は以下の経費とする。

- ・研究者(共同研究者を含む)の人件費
- ・官公庁へ支払う出願料・手数料等(特許出願等)
- ・研究者(共同研究者を含む)以外の者に関わる経費(旅費等)
- ・建物等施設の建設・改築、不動産取得に関する経費
- ・研究開発期間中に発生した事故、災害の処理のための経費
- ・主たる研究開発課題の解決方法そのものを外注又は委託する経費
- ・汎用性があり、目的外使用になり得るもの(スマートフォン、パソコン、プリンター、記録媒体等)の購入費(研究開発内容に真に必要なものであり、相応の理由があるものについては補助対象とする)
- ・その他、当該研究開発の実施に関連のない費用

京都市長

申請者 所在地 〒

名 称(企業名又は大学名等)

代表者名

## 京都発革新的医療技術研究開発助成金交付申請書

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定に基づき、助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

テーマ:

分類番号: ※別紙(第1号様式)参照

## 1 申請者の概要

(1) 大学研究者の場合

(	フリ	ガラ	ナ )								
研	究 責	任者	音 名								
生	年	月	日		年	月	日				
所			属								
役			職								
	住		所	₹							
連	電	話 番	号		_		_				
絡	F	A	X		_		_				
先	Е -	- m a	i 1								
	U	R	L								
共	同	研究	者								
経			歴								

# (2) 中小企業者の場合

(	フリガナ	- )					
企	業	名					
(	フリガナ	)					
代	表者	名					
住		所	₹				
業		種			ı		
資	本	金		=	千円	従業員数	名
売	上	高		千円【前年月		経常利益	千円【前年度】 千円【 <sub>前々年度</sub> 】
	(フリガ	ナ)					
	研究責任者	皆名					
連	住	所	₸				
絡	電話番	号					
先	F A	X					
	E - m a	i 1					
	U R	L					
共	同 研 究 者	· 名					
会 (倉	社 沿  業/設立等	革 等)					

## 2 助成対象経費の内訳

切以対象栓質の内訳 							
費目	内 訳	金額 (千円)					
設備・備品費							
直接経費の							
5 0 % 以下							
(上限:500千円)							
材料・消耗品費							
直 接 労務費・謝金 費							
旅費・交通費							
その他費用							
間接経費							
(直接経費の)30%以下)							
(上限:300千円)							
合 計							

# 3 申請テーマに関する申請者の実績

論文発表の有無	□有□無	
特許出願の有無	□有□無	

4	申請テーマの概要
(1	) 申請テーマの概要を300文字以内で要約し、 御記入ください。
	(背景・現状、助成事業における目標などを簡潔に記載)
(2	申請テーマの研究開発計画を300文字以内で要約し、御記入ください。
	(研究開発計画を研究の流れが分かるように記載)
5	申請テーマの詳細
(1	) 研究開発計画
	(今回の助成期間内における研究開発内容、スケジュール、想定される問題点について具体的に記載。図の貼り付け可。)

(2	)	新規性及び優位性
(3	)	研究開発終了後の実用化に向けた計画
( )		MANAGER TO SECTION OF THE SECTION OF
	1	

(4	) 波及効果		
		シェアの獲得、	雇用創出などについて想定される効果を記載)
6	過去の当助成事業^	の申請実績	
	申請の有無	口有口無	(申請「有」の場合、申請年度、テーマを記載)
	採択の有無	□ 有□	

## 分類一覧

分類	〔(最も関連の深いものを1~2つ選んでください)
1	眼
2	脳、神経
3	耳鼻咽喉
4	歯・口腔
5	呼吸器
6	循環器、血液
7	消化器
8	泌尿器
9	産科・婦人科
10	皮膚
11	骨格系・筋肉
12	再生医療・臓器移植
13	免疫・アレルギー
14	感染症
15	創薬
16	試薬
17	医療材料
18	医療機器開発 (アプリを含む)
19	健康・医療データ
20	バイオマーカー
21	生活習慣病
22	希少疾患、癌治療
23	精神疾患(アルツハイマー、パーキンソン等)
24	ウイルス性疾患
25	看護・介護・リハビリ・ヘルスケア
26	その他

第2号様式(第8条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

京都市長 (担当 )

#### 京都発革新的医療技術研究開発助成金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請がありました上記の助成金については、下記のとおり交付することと決定しましたので通知します。

記

- 1 テーマ
- 2 交付予定金額 円
- 3 交付の条件
  - (1) 助成金は、上記テーマ以外に支出してはいけません。
  - (2) 研究開発終了後は、事業の完了日若しくは事業の廃止承認日のいずれかの日から7日以内に別紙様式の実績報告書を提出してください。
  - (3) 上記各号に違反した場合は、助成金を減額し、又は取り消すことがあります。
  - (4) 助成事業者がPOファイナンス(助成金に係る電子記録債権を担保提供することによる金融機関からの融資)を活用して研究開発を実施した場合の研究開発終了後の本市に対する助成金請求に当たっては、POファイナンス運営会社が指示する金融機関口座を指定しなければならない。

また、本市は、助成事業者が当該指示する口座以外の口座を指定した場合であっても、理由の如何を問わず、助成金はPOファイナンス運営会社が指示する金融機関の当該助成事業者名義の口座に振り込むこととする。

第3号様式(第8条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

京都市長 (担当 )

京都発革新的医療技術研究開発助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請がありました上記の助成金については、下記のとおり不交付とすることに決定しましたので通知します。

記

テーマ

不交付理由

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算し3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日(京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。(訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。)ただし、当該期間内であっても、この決定があった日(京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

年 月 日

(宛先)

京都市長

申請者 所在地 〒

名 称(企業名又は大学名等)

代表者名

## 電子記録債権利用届出書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった上記の助成 事業について、京都発革新的医療技術研究開発助成金交付要綱第8条の規定に基づき、電 子記録債権の利用を届け出ます。

記

- 1 テーマ
- 2 助成金交付決定額 金 円

(注意事項)

- 1 対象とする電子記録債権は、POファイナンスRのみとします。
- 2 この届出書を提出後、POファイナンスシステムにより電子記録債権承認の申請を行ってくだ さい。
- 3 本助成金事業を実施した場合の助成金請求に当たっては、POファイナンス運営会社が指示する金融機関口座を指定してください。

京都市長

申請者 所在地 〒

名 称(企業名又は大学名等)

代表者名

京都発革新的医療技術研究開発助成金に係る助成事業計画変更等(変更・中止・廃止)承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった上記の □変更 助成事業を下記のとおり □中止 したいので、京都発革新的医療技術研究開発助成 □廃止 金交付要綱第9条の規定に基づき、承認を申請します。

記

- 1 テーマ
- 2 変更(変更・中止・廃止)の理由
- 3 変更(変更・中止・廃止)の内容
- 注 該当する□に、レを記入してください。

 第
 号

 年
 月

 日

様

京都市長 (担当 )

# 京都発革新的医療技術研究開発助成金に係る計画変更承認及び変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったことについては、京都発革新的医療技術研究開発助成金交付要綱第9条第3項の規定に基づき、下記のとおり変更を承認し、交付することを決定したので通知します。

記

- 1 交付予定金額 田(変更前:金 円)
- 2 交付の条件
  - (1) 助成金は、交付申請書のテーマ以外に支出してはいけません。
  - (2) 研究開発終了後は、事業の完了日若しくは事業の廃止承認日のいずれかの日から7日以内に別紙様式の実績報告書を提出してください。
  - (3) 上記各号に違反した場合は、助成金を減額し、又は取り消すことがあります。
  - (4) 助成事業者がPOファイナンス (助成金に係る電子記録債権を担保提供することによる金融機関からの融資)を活用して研究開発を実施した場合の研究開発終了後の本市に対する助成金請求に当たっては、POファイナンス運営会社が指示する金融機関口座を指定しなければならない。

また、本市は、助成事業者が当該指示する口座以外の口座を指定した場合であっても、理由の如何を問わず、助成金はPOファイナンス運営会社が指示する金融機関の当該助成事業者名義の口座に振り込むこととする。

第7号様式(第9条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

京都市長 (担当 )

京都発革新的医療技術研究開発助成金に係る計画変更不承認通知書

年 月 日付けで申請のあったことについては、京都発革新的医療技術研究開発助成金交付要綱第9条第3項の規定に基づき不承認と決定したので通知します。

(不承認の理由)

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算し3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日(京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。(訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。)ただし、当該期間内であっても、この決定があった日(京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

京都市長

報告者 所在地 〒

名 称(企業名又は大学名等)

代表者名

# 京都発革新的医療技術研究開発助成金に係る 助成事業遅延等報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった上記の助成事業に係る遅延等について、京都発革新的医療技術研究開発助成金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 テーマ
- 2 助成事業の進捗状況
- 3 遅延等の内容及び原因
- 4 助成事業の遂行及び完了予定日

京都市長

報告者 所在地 〒

名 称(企業名又は大学名等)

代表者名

京都発革新的医療技術研究開発助成金に係る助成事業遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった上記の助成 事業の遂行状況について、京都発革新的医療技術研究開発助成金交付要綱第12条第2項 の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

2 助成対象経費の使用状況	

※証拠書類を添付してください。

京都市長

報告者 所在地 〒

名 称(企業名又は大学名等)

代表者名

京都発革新的医療技術研究開発助成金に係る助成事業実績報告書

年	Ē	月	日付け	第	号をもって	交付決定の通知があった上記の	
助成事業	きを	年	月	日付けで	□完了 □廃止	ましたので、京都発革新的医療	
技術研究	2開発	助成金	交付要綱	第13条の規	定により、	関係書類を添えて下記のとおりその	
実績を報告します。							

記

- 1 交付予定金額 金 円
- 2 助成対象経費 金 円
- 3 助成事業完了日 年 月 日
- 4 添付書類
  - (1) 実績報告書
  - (2) 収支決算書
  - (3) 支出明細書
  - (4) 支払明細書類(領収書写等)

注 該当する□に、レ印を記入してください。

実績報告書

助成事業者名					
テ	・ーマ				
事業の	(事業期間		年月~	年月	
容					
(事業6	の成果、課題	夏や今後の方向	可性等)		
	1 考				

# 収支決算書

科 目 (決算額)	金	: 額
助成金		

支 出 単位:円

文			<b>卑</b> 似:片	
費用区分	内 訳	金額	支払明細書類番号	
			_	
	支 出 合 計			
	х ш п п			

## 支出明細書

	(円)
승 計	

<sup>\*「</sup>助成金確定額」の欄は、記入しないでください。

確認書類として、それぞれの請求書、納品書、領収書等(写)をA4用紙で番号順に添付してください。各確認書類の右肩に、収支決算書及び支出明細書の領収書番号欄に記載の番号を記載してください。

 第
 号

 年
 月

 日

様

京都市長 (担当 )

京都発革新的医療技術研究開発助成金に係る助成金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定した上記の助成金については、 下記のとおり助成交付額を確定したので、通知します。

記

- 1 テーマ
- 2 助成金交付額

円

京都市長

申請者 所在地 〒

名 称(企業名又は大学名等)

代表者名

# 京都発革新的医療技術研究開発助成金に係る 助成金概算払請求書

京都発革新的医療技術研究開発助成金交付要綱第15条の規定に基づき、助成金の概算 払を請求します。

記

- 1 テーマ
- 2 交付決定日及び決定番号
- 3 交付決定額
- 4 受領済助成金額
- 5 概算払請求額
- 6 概算払請求額の内訳

費用区分	内 訳	小計 (千円)
合 計		